

## 株 主 各 位

東京都中央区日本橋一丁目4番1号  
株式会社シンプレクス・ホールディングス  
代表取締役社長 金 子 英 樹

### 第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年6月17日（金曜日）17時までに到着するようご返送いただくか、議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスしインターネットにより、平成23年6月18日（土曜日）24時までに議決権を行使いただくようお願い申しあげます。インターネットにより議決権を行使される場合には、57頁～58頁の【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】をご高覧ください。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成23年6月19日（日曜日）午前11時
2. 場 所 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号  
ホテルオークラ東京 本館1階 平安の間
3. 目的事項  
報告事項 第14期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告、計算書類、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金配当の件  
第2号議案 当社および子会社の取締役および従業員に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件

#### 4. その他株主総会招集に関する決定事項

- ① 議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。
- ② インターネットによって複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修  
正が生じた場合は、書面による通知、またはインターネット上の当社ウェブサイ  
ト（アドレス <http://www.simplex-hd.co.jp/>）に掲載させていただきます。  
~~~~~

(提供書面)

## 事業報告

(平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 当事業年度の事業の状況

事業の経過および成果

当連結会計年度の業績は、

連結売上高	14,988,344千円	(前年同期比 7.3%増)
連結営業利益	2,561,278千円	(前年同期比 15.6%減)
連結経常利益	2,514,947千円	(前年同期比 16.4%減)
連結純利益	1,448,615千円	(前年同期比 21.5%減)

となりました。

当社グループを取り巻く経営環境の変化、金融フロンティア領域におけるシステム高度化のニーズ拡大等を踏まえ、グループ全体の戦略マネジメント機能の強化と一層の業容拡充を図るため、平成22年10月1日より、当社グループは持株会社体制に移行しました。「株式会社シンプルクス・コンサルティング」を完全子会社として設立し、システムインテグレーション、システム保守、UMSなど全ての事業を承継させております。また当社は社名を「株式会社シンプルクス・ホールディングス」に変更しております。

当連結会計年度の業績において特記すべき事項は以下のとおりであります。

① 当連結会計年度は、売上高が前年同期を上回ったものの、営業利益、経常利益、当期純利益ともに前年同期を下回る結果となりました。

売上高においては、第2四半期より連結子会社化したバーチャレクス・コンサルティング株式会社が寄与したことにより、14,988,344千円(前年同期13,970,535千円)となり前年同期を上回る結果(前年同期比7.3%増)となりました。

利益面においては、UMS(サービス)の利益率が低下したこと等により、全体の売上総利益率は41.0%(前年同期は43.1%)と低下したものの、売上総利益は増収効果により、6,143,041千円(前年同期6,020,655千円)と前年同期を上回りました。

販売費及び一般管理費は、研究開発費1,436,007千円（前年同期1,093,246千円）を大幅に増額した影響などにより3,581,762千円（前年同期2,986,319千円）、売上高販管費率23.9%（前年同期21.4%）と前年同期を上回りました。研究開発費の増加については、今春リリース予定の新世代S P R I N Tの開発コストが主な要因ですが、開発は順調に進捗しています。

その結果、営業利益は2,561,278千円（前年同期3,034,335千円、前年同期比15.6%減）、経常利益は2,514,947千円（前年同期3,009,486千円、前年同期比16.4%減）と前年同期を下回りました。

当期純利益においては、特別利益にバーチャレクス・コンサルティング株式会社の連結子会社化に伴う利益（段階取得に係る差益）76,413千円、持分法適用関連会社であった株式会社シーエムディーリサーチの株式売却益24,910千円を計上し、特別損失に資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額128,329千円、バーチャレクス・コンサルティング株式会社の事務所移転費用68,431千円、投資有価証券評価損34,500千円などを計上した結果、1,448,615千円（前年同期1,844,719千円、前年同期比21.5%減）となりました。

なお、第2四半期においてバーチャレクス・コンサルティング株式会社の連結子会社化を行っており、当連結会計年度では売上高2,147,002千円、営業利益150,812千円の増加要因となっております。

② 報告セグメント別では、システムインテグレーションに関して、売上高は5,329,807千円（前年同期4,252,955千円）と前期が低調であった反動とバーチャレクス・コンサルティング株式会社の連結子会社化の影響があり、前年同期を大幅に上回る結果となりました。また、売上高総利益率は39.1%（前年同期38.5%）となりました。

保守の売上高は、1,588,559千円（前年同期1,600,207千円）と前年同期とほぼ同水準で推移しましたが、売上高総利益率は53.9%（前年同期47.7%）と前年同期と比べて大きく改善しました。

UMS（導入）の売上高は、FX取引に対するレバレッジ規制の影響により新規案件が減少したこと、および新世代S P R I N Tへの切替を視野に入れ現行版S P R I N Tの受注を抑制した影響により1,586,491千円（前年同期4,325,509千円）と前年同期を大きく下回りました。しかし、売上総利益率に関しては特定の高採算案件の影響により52.4%（前年同期40.6%）となりました。

UMS（サービス）の売上高は、前期相次いだ新規契約分が通年寄与したことに加えて、FXの取引高拡大によるインセンティブ収入の増加により4,894,609千円（前年同期3,684,092千円）と前年同期を上回る結果となりました。しかし、大証FX関連サービスの取引量低迷や、特定のFX案件において障害の発

生に伴う対応工数が増加したことなどから、売上高総利益率は39.4%（前年同期47.6%）と前年同期と比べて大きく低下しました。

また、バーチャレクス・コンサルティング株式会社の連結子会社化により第2四半期より新設されたアウトソーシングの売上高は1,379,177千円、売上総利益率は17.0%となっております。

③ 分野別の売上では、バーチャレクス・コンサルティング株式会社の連結子会社化によりCRM/SFAの売上高が、大きく増加しました。インターネット取引システムについては、新世代SPRINTへの切替を視野に入れ現行版SPRINTの受注を抑制した影響などにより、前年同期比より16.6%減少しました。

ディーリング分野では、当連結会計年度は複数の大型案件が受注確定まで至りませんでした。メガバンク向けのレポートオーダーを中心に安定的に推移しました。

④ 当連結会計年度末における受注残高は、大型案件の受注獲得はなかったものの、連結子会社化したバーチャレクス・コンサルティング株式会社の受注残高の影響（2,199,752千円）もあり、10,102,874千円（前年同期末7,440,419千円、前年同期末比35.8%増）となりました。引き続き大型案件の早期受注に向けた提案活動を積極的に行い、更なる業績拡大につながるよう案件の掘り起こしに注力します。

売上の報告セグメント別の概況は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)			
	売上 (千円)	構成比%	利益率%	売上 (千円)	構成比%	利益率%	増減 (千円)
システムインテグレーション	4,252,955	30.4%	38.5%	5,329,807	35.5%	39.1%	1,076,852
システム保守	1,600,207	11.5%	47.7%	1,588,559	10.6%	53.9%	△11,647
UMS (導入) * 1	4,325,509	30.9%	40.6%	1,586,491	10.6%	52.4%	△2,739,017
UMS (サービス)	3,684,092	26.4%	47.6%	4,894,609	32.7%	39.4%	1,210,517
アウトソーシング	—	—%	—%	1,379,177	9.2%	17.0%	1,379,177
その他 * 2	107,771	0.8%	100.0%	209,698	1.4%	100.0%	101,926
総合計	13,970,535	100.0%	43.1%	14,988,344	100.0%	41.0%	1,017,809

\*1 UMSとは、Universal Market Serviceの略で、顧客の収益等にリンクした形の契約となっているサービス全般を指します。

\*2 大半がハードウェアなどの物品販売によるものであります。平成22年3月期より利益分のみ売上に計上しております。

#### 設備投資の状況

業務拡大に伴い、当連結会計年度中に264,478千円（器具備品179,165千円、建物85,313千円）の設備投資をいたしました。

#### 資金調達の状況

当事業年度に記載すべき重要な資金調達はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

### 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 11 期 (平成20年3月期)	第 12 期 (平成21年3月期)	第 13 期 (平成22年3月期)	第14期 (当期) (平成23年3月期)
売 上 高(千円)	8,128,739	11,942,202	13,970,535	14,988,344
経 常 利 益(千円)	2,074,163	2,484,239	3,009,486	2,514,947
当 期 純 利 益(千円)	1,234,660	1,189,079	1,844,719	1,448,615
1株当たり当期純利益 (円)	2,129.33	2,153.09	3,360.46	2,621.44
総 資 産(千円)	7,429,773	8,545,662	10,345,397	11,521,091
純 資 産(千円)	4,224,670	4,152,036	5,860,834	7,499,050

- (注) 1. 当社は第12期から連結計算書類を作成しております。したがって、第11期の数値については監査役および会計監査人の監査を受けていない連結計算書類に基づくものであります。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。

### (参考) 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 11 期 (平成20年3月期)	第 12 期 (平成21年3月期)	第 13 期 (平成22年3月期)	第14期 (当期) (平成23年3月期)
売 上 高(千円)	8,128,739	11,942,202	13,970,535	6,942,780
経 常 利 益(千円)	2,106,565	2,513,872	3,030,573	1,396,956
当 期 純 利 益(千円)	1,228,737	1,219,518	1,866,690	789,083
1株当たり当期純利益 (円)	2,119.12	2,208.20	3,400.48	1,427.94
総 資 産(千円)	7,439,957	8,582,354	10,398,773	6,596,530
純 資 産(千円)	4,234,854	4,194,398	5,926,557	6,508,667

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。
2. 当社は当期より持株会社体制へ移行しております。

### (3) 重要な親会社および子会社の状況

#### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社 シンプレクス・コンサルティング	100,000千円	100.0%	システム開発業務、情報サービス業
バーチャレクス・コンサルティング株式会社	493,783	51.4	情報サービス業、人材派遣業、人材紹介業
シンプレクス・ユーエスエー・インク（米国）	21,384	100.0	情報サービス業
株式会社 シンプレクス・ビジネス・ソリューション	20,000	100.0	情報サービス業、人材派遣業、人材紹介業
シンプレクス・コンサルティング・ホンコン・リミテッド（中国）	1,128	100.0	情報サービス業
トリナバム・ソフトウェア・プライベート・リミテッド（インド）	1,420	100.0	情報サービス業

- (注) 1. 株式会社シンプレクス・テクノロジーは社名を株式会社シンプレクス・ホールディングスに変更し、持株会社体制へ移行しております。
2. 当社は平成22年10月にシステムインテグレーション・システム保守・UMS・その他の事業を株式会社シンプレクス・コンサルティングに承継させる新設分割を行いました。
3. 平成22年8月にバーチャレクス・コンサルティング株式会社の株式を追加取得したため、所有割合は51.4%となり、従来の持分法適用関連会社から連結子会社へ変更しております。
4. シンプレクス・コンサルティング・ホンコン・リミテッドは平成22年11月に設立しております。

### (4) 対処すべき課題

#### ① 経営環境—金融フロンティア領域への投資需要の喚起

当社グループは、金融機関の収益力の向上および金融再生を支援するため、最先端のツール（システム）を提供する会社であり続けたいと考えています。また、日本の金融機関は、欧米と比較してフロンティア領域に対するシステム投資が不足していると言われており、日本の金融機関が、収益力を向上し、国際的な競争力を現在以上に発揮するためには、欧米並みの金融フロンティア

ア領域への投資拡大は必要不可欠です。

このような理想を実現するため、当社は金融フロンティア領域のパイオニアとして、コンサルティング等を通して同領域への投資の必要性を訴え、欧米並みの投資需要を喚起していくことが必要であると考えております。

② 開発面－製品およびサービスのフルライン化、高品質化、グローバル対応力の強化

金融商品の多様化・複雑化、インターネット取引の拡大、規制緩和、金融機関再編による統合作業の終了、制度変更等の結果、当社グループがフォーカスしている金融フロンティア領域における需要拡大が本格化しはじめております。したがって、当社グループが金融ハイテクベンチャーとしてトップの座を維持するために、新商品への対応も含めた当該領域における製品およびサービスのフルライン化を進める事が最重要課題であると認識しております。

また、近年の金融システムは、高品質かつ高安定性の製品が求められており、高品質な製品開発を維持できる体制の構築継続が重要な課題であると認識しております。

さらに将来的な海外展開を見据えて、グローバル競争力のあるパッケージの開発も必要であると認識しており、プロジェクトの成功を通じて、グローバル対応力の強化も進めていきます。

③ 営業面－マーケティングの強化、アカウントセールス機能の強化

急速に拡大している金融フロンティア領域の市場のニーズに応えるべく、最先端の金融商品、技術動向を素早く取り入れタイムリーに新製品を開発し、市場に投入していきます。このため継続的なマーケティング活動は必要不可欠であると認識しております。

当連結会計年度に大型案件の受注獲得が進まなかった反省を踏まえて、メガバンク、大手証券会社などの大口顧客に対するアカウントセールスの機能を充実するため、人員の拡充を進め体制強化を実施していきます。

今後これらのセールスチャネルをさらに強化していく計画です。

④ 収益構造の強化－UMS事業拡大によるノウハウ集約型ビジネスモデルの確立

現在は、システムインテグレーションが収益の中心となっておりますが、今後、SaaS型ビジネスであるUMS事業を充実させることにより、「労働集約型ビジネスからノウハウ集約型ビジネスへの構造の転換」をより一層鮮明にいたします。

また、収益連動型課金形態であるUMS（サービス）の売上を拡大することで、安定継続的な収益体質を確立するとともに、顧客収益拡大による弊社収益拡大の機会を積極的に確保していきます。

⑤ 人材面－採用活動の充実

当社グループでは外注コンサルタントも含め、この数年で従業員数が大幅に増加しておりますが、引き続き質の高い人材を確保し、ノウハウ・知識・技術を、組織的に共有し発展させる必要があります。当社グループでは、国籍、年齢、性別を問わず世界各国から優秀な人材のみを採用しておりますが、今後も採用活動を活発に行い、開発人員の増加を図る必要があります。

さらに、継続的な人員採用活動とともに同業他社のM&A等による人材の確保も視野に入れ検討を進めます。また、社内インフラをさらに整備し、情報の共有化を進めるとともに、適切な人事評価・給与体系・研修プログラムを制度化することにより、人材の一層のレベルアップを図ることを目指します。

⑥ 中期事業計画の実現

当社グループは、第二次中期事業計画（平成18年11月発表）を修正した修正第二次中期事業計画を確実に実現することが重要な課題であると認識しております。

## (5) その他、会社の経営上重要な事項

### 中期事業計画の進捗状況

当社グループは、平成18年11月に発表した5ヵ年の第二次中期事業計画について最終年度を平成25年3月期に修正した修正第二次中期事業計画を発表しております。現在のシステム開発事業中心の労働集約的な収益構造から、新規サービス事業であるUMS事業へと収益構造を転換し、「労働集約性の低いストック型収益構造の確立」を目標としております。

その業績目標としては、以下のとおりです。（カッコ内は平成18年3月期との比較）

- 平成18年3月期実績：連結実績 売上：47億円 営業利益：11億円
- 平成23年3月期実績：連結実績 売上：149億円(3.2倍) 営業利益：25.6億円(2.3倍)
- 平成25年3月期計画：連結実績 売上：190～220億円(4.7倍) 営業利益：40～50億円(4.5倍)

平成23年3月期実績における達成度は以下のとおりであります。

	平成23年 3月期実績	平成23年3月期 修正計画値	達成率	平成25年3月期 修正計画値	達成率
売上高	149億円	150億円	99.9% (未達成)	190～220億円	68.1%
営業利益	25.6億円	22.5億円	113.8% (達成)	40～50億円	51.2%

(注)達成率には計画値の上限値に対する達成率を表示しております。

平成23年3月期修正計画値については、売上高に関しては計画値150億円に対して概ね修正計画とおりとなり、営業利益に関しては25.6億円と修正計画値を上回りました。今後も修正第二次中期事業計画の最終計画値の達成に向けてグループ一丸となって事業を推進していきます。

なお、当該修正第二次中期事業計画につきましては、当社ホームページ上にて、詳細を公表いたしますのであわせてご確認ください。当社グループは、UMS事業を軌道に乗せることで、当該中期事業計画の達成を目指します。

(6) 主要な事業内容（平成23年3月31日現在）

- ①金融機関向け業務・システムコンサルティングの提供
- ②金融機関向けシステムの受託開発
- ③金融機関向けシステムのパッケージ販売
- ④金融機関向けシステムのアウトソーシングサービスの提供
- ⑤金融機関向けASPサービスの提供
- ⑥全業種向けシステム開発全般
- ⑦上記事業に付随するハードウェア・データベースソフト等ミドルウェアの販売
- ⑧前各号に付帯する一切の事業

(7) 主要な営業所（平成23年3月31日現在）

①当社

本社 東京都中央区日本橋一丁目4番1号 日本橋一丁目ビルディング16階

②主要な子会社

株式会社シンプレクス・コンサルティング

本社 東京都中央区日本橋一丁目4番1号 日本橋一丁目ビルディング15階

## (8) 使用人の状況（平成23年3月31日現在）

### ① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
473 (542) 名	172名増

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に連結会計年度末の人員を外数で記載しております。
2. 第2四半期連結会計期間に子会社化したバーチャレクス・コンサルティング株式会社およびその子会社の従業員数128名および臨時雇用者数82名を含んでおります。
3. 事業拡大に伴い、従業員数が増加しております。

### ② 当社の使用人の状況

当社は純粋持株会社であるため、記載を省略しております。

## (9) 主要な借入先の状況（平成23年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	750百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	225
株式会社みずほ銀行	75

## (10) 重要な企業再編等の状況

### ① 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当社は平成22年10月1日を効力発生日として、システムインテグレーション・システム保守・UMS・その他の事業を株式会社シンプレクス・コンサルティングに承継させる新設分割を行いました。

なお、株式会社シンプレクス・テクノロジーは社名を株式会社シンプレクス・ホールディングスに変更し、持株会社体制へ移行しております。

### ② 他の会社の事業の譲受の状況

該当事項はありません。

### ③ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

### ④ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得の状況

当社は平成22年8月13日を効力発生日として、持分法適用会社であったバーチャレクス・コンサルティング株式会社の株式988株を追加取得し、連結子会社といたしました。

## 2. 株式の状況（平成23年3月31日現在）

- |                |            |
|----------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 2,200,000株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 589,955株   |
| (3) 株主数        | 10,358名    |
| (4) 大株主（上位10名） |            |

株主名	持株数	持株比率
三上芳宏	125,438株	22.64%
金子英樹	37,735	6.81
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	35,742	6.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	31,090	5.61
五十嵐 充	29,675	5.36
福山 啓悟	22,750	4.11
田中 健一	20,375	3.68
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505025	12,481	2.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10,419	1.88
四塚 利樹	7,500	1.35

(注) 当社は、自己株式35,949株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。また、持株比率についても自己株式を除外して計算しております。

### 3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
(平成23年3月31日現在)

発行決議の日	平成14年11月12日	平成15年5月22日
新株予約権の数	176個	5個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式株4,400株(新株予約権1個当たり25株)	普通株式125株(新株予約権1個当たり25株)
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使時の払込金額	228,975円 (1株当たり9,159円)	296,000円 (1株当たり11,840円)
新株予約権の行使期間	平成16年11月13日から 平成24年6月25日まで	平成17年5月23日から 平成24年6月25日まで
新株予約権の行使の条件	注	注
役員の保有状況 取締役(社外取締役を除く)	保有者数 2名 保有数 124個 目的である株式の数 3,100株	—
役員の保有状況 監査役	—	保有者数 2名 保有数 5個 目的である株式の数 125株

発行決議の日	平成15年7月24日	平成16年7月26日
新株予約権の数	376個	3,608個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式9,400株(新株予約権1個当たり25株)	普通株式18,040株(新株予約権1個当たり5株)
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使時の払込金額	334,000円 (1株当たり13,360円)	215,000円 (1株当たり43,000円)
新株予約権の行使期間	平成17年7月25日から 平成25年6月19日まで	平成18年7月27日から 平成26年6月15日まで
新株予約権の行使の条件	注	注
役員の保有状況 取締役(社外取締役を除く)	保有者数 4名 保有数 314個 目的である株式の数 7,850株	保有者数 4名 保有数 2,745個 目的である株式の数 13,725株

発行決議の日	平成17年10月26日	平成19年6月14日
新株予約権の数	2,796個	13,240個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式13,980株（新株予約権1個当たり5株）	普通株式13,240株（新株予約権1個当たり1株）
新株予約権の発行価額	無償	新株予約権と引換えに払込みは要しない
新株予約権の行使時の払込金額	285,000円 （1株当たり57,000円）	44,600円 （1株当たり44,600円）
新株予約権の行使期間	平成19年10月27日から 平成27年6月27日まで	平成22年6月15日から 平成28年6月25日まで
新株予約権の行使の条件	注	注
役員の保有状況 取締役（社外取締役を除く）	保有者数 4名 保有数 1,630個 目的である株式の数 8,150株	保有者数 4名 保有数 6,000個 目的である株式の数 6,000株

発行決議の日	平成21年1月15日	平成23年2月2日
新株予約権の数	7,210個	23,540個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式7,210株（新株予約権1個当たり1株）	普通株式23,540株（新株予約権1個当たり1株）
新株予約権の発行価額	新株予約権と引換えに払込みは要しない	新株予約権と引換えに払込みは要しない
新株予約権の行使時の払込金額	32,224円 （1株当たり32,224円）	40,150円 （1株当たり40,150円）
新株予約権の行使期間	平成24年1月17日から 平成30年6月20日まで	平成26年2月4日から 平成32年6月19日まで
新株予約権の行使の条件	注	注
役員の保有状況 取締役（社外取締役を除く）	保有者数 2名 保有数 1,200個 目的である株式の数 1,200株	保有者数 4名 保有数 8,000個 目的である株式の数 8,000株

注 新株予約権の行使の条件

新株予約権の全部または一部につき第三者に対して、譲渡、担保権の設定、贈与その他の処分をすることができません。

新株予約権は、権利者が会社または関係会社を退職し、取締役、監査役および従業員でなくなった場合、取締役会が行使を認めた場合を除いて、その権利を失います。ただし、いずれの場合も当社取締役会において決定する条件によるものといたします。

その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

発行決議日		平成23年2月2日
新株予約権の数		23,540個
新株予約権の目的となる株主の種類と数		普通株式23,540株（新株予約権1個につき1株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込みは要しない
新株予約権の行使時の払込金額		40,150円 （1株当たり40,150円）
権利行使期間		平成26年2月4日から 平成32年6月19日まで
行使の条件		注（16頁）
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 1,000個 目的となる株式数1,000株 交付者数 1名
	当社子会社使用人	新株予約権の数 14,540個 目的となる株式数14,540株 交付者数 204名

#### 4. 会社役員 の 状況

##### (1) 取締役および監査役の状況（平成23年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	金子英樹		株式会社シンプレクス・コンサルティング 代表取締役
取締役副社長	五十嵐 充	シンプレクスUSA/ 株式会社シンプレクス・コンサルティング 担 当	シンプレクス・ユーエスエー・インク CEO
取締役副社長	田中健一	株式会社シンプレクス・コンサルティング /パーチャレクス・コンサルティング株式会社 担 当	株式会社シンプレクス・コンサルティング取締役 パーチャレクス・コンサルティング株式会社取締役
取締役副社長	福井康人	株式会社シンプレクス・コンサルティング /シンプレクス・コンサルティング香港担当	株式会社シンプレクス・コンサルティング取締役
取締役（非常勤）	四塚利樹		早稲田大学大学院 ファイナンス研究科教授
常勤監査役	宮地 巖		
常勤監査役	中条稔夫		
監査役	倉澤和夫		弁 護 士

- (注) 1. 取締役四塚利樹氏は、社外取締役であります。
2. 監査役宮地巖氏、中条稔夫氏、倉澤和夫氏は社外監査役であります。
3. 当社は、取締役四塚利樹氏、監査役宮地巖氏、中条稔夫氏、倉澤和夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役五十嵐充氏、四塚利樹氏は平成23年4月1日付で株式会社シンプレクス・コンサルティングの取締役を辞任しております。

##### (2) 事業年度中に退任した取締役および監査役

該当事項はありません。

### (3) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役	5名	168百万円
監査役	3	15
合計	8	184

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成22年6月20日開催の第13期定時株主総会において年額600百万円以内（うち社外取締役分100百万円以内）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成22年6月20日開催の第13期定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。
4. 取締役の支給額には、社外取締役1名に対する支給額2百万円が含まれます。
5. 監査役の支給額は、社外監査役3名に対する支給額15百万円となります。
6. 社外役員の当事業年度における報酬総額は、18百万円となります。
7. 支給額には、以下のものも含まれております。
- ・取締役4名に対するストックオプションとしての報酬：10百万円
8. 営業利益、経常利益、当期純利益ともに前年同期を下回るという結果を経営陣一同真摯に受け止め、その経営責任を明確化するため当期限りの措置として、取締役および執行役員全員の第14期賞与を全額カットし、支給金額をゼロとすることを決定しております。
9. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ① 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
四塚利樹（社外取締役）	当事業年度に開催した12回の取締役会全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための発言を行っております。
宮地 巖（社外監査役）	当事業年度に開催した12回の取締役会全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度に開催した9回の監査役会全てに出席し、内部統制について必要な発言を行っております。
中条稔夫（社外監査役）	当事業年度に開催した12回の取締役会全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度に開催した9回の監査役会全てに出席し、内部統制について必要な発言を行っております。

氏 名	主な活動状況
倉澤和夫（社外監査役）	当事業年度に開催した12回の取締役会全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度に開催した9回の監査役会全てに出席し、内部統制について必要な発言を行っております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第423条第1項に定める責任について、善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める額を限度とする契約を締結しております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

太陽A S G有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合、その他会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役会は、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の業務の執行が、法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制整備についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

### (1) 取締役および使用人の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① グループ各社の取締役および使用人に対し、法令、定款および社会倫理の遵守が企業活動の前提となることを徹底しております。
- ② 取締役は、監査役会に対して毎期「取締役業務執行確認書」を提出し、取締役の職務執行が法令等に適合していることについて確認を行っております。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行（使用人の行為に関するものを含む）に係る情報は、「文書管理規程」等に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存および管理しております。取締役および監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとしております。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等を整備することにより、責任体制および意思決定手続きを明確にし、経営全般のリスク回避を図っております。
- ② 主要な子会社において、社長直轄の「品質改善グループ」を設置し、「情報セキュリティ基本方針」、「情報システム業務基本方針」等に基づく品質管理等の各種基準を定め、事業で発生するリスクの把握と早期発見および損害の拡大防止の徹底を図っております。
- ③ リスクが顕在化した場合には、取締役会および経営会議を中心として、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を適宜整えております。

### (4) 取締役の業務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 従来の取締役会が担っている「経営の意思決定および監査機能」と「業務執行機能」を分離し、コーポレートガバナンス強化を図っております。前者を取締役会が担い、後者については、「執行役員制度」を導入し、業務執行責任の明確化並びに業務執行の効率化・迅速化を図っております。

- ② 「取締役会」は少なくとも月に1回以上開催し、会社の重要事項を決議するとともに業務の進捗状況および経営方針についての説明を行うことで、業務執行の効率化・迅速化を図っております。
- ③ 「経営会議」は、執行役員で構成し、迅速な判断ができるように、原則として週1回以上開催しております。大小さまざまな経営課題について議論を行うことで、変化の激しいIT業界に対応し、柔軟な経営戦略を可能とする体制を構築し、業務執行の効率化・迅速化を図っております。
- ④ 取締役会の決定に基づく職務執行は、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等を整備することにより、責任体制および意思決定手続きを明確にするとともに、その職務権限に則り職務を執行することで業務執行の効率化・迅速化を図っております。
- (5) **当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**  
グループ各社における業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」を設け、それに基づきグループ各社は必要諸規程を制定し業務執行することとしております。
- (6) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**  
監査役会が監査役を補助すべき使用人が必要と判断した場合は、必要な人員を配置するものとしております。その場合の使用人に対する指揮・命令は監査役が行い、異動、人事評価および懲戒等については、監査役会の同意を得るものとしております。
- (7) **取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- ① 監査役は、取締役会に出席し、必要に応じて重要な会議に出席していません。
- ② 取締役および使用人は、会社の業務または業績に影響を与えると思われる重要な事項および下記事項について、監査役にその都度報告するものとしております。
- ・ 経営会議の決議事項
  - ・ 内部統制システム構築に係る部門の活動状況
  - ・ その他重要事項の内容

- ・ その他監査役から要求された会議および議事録の内容
- ③ 監査役は、その他必要に応じて諸会議議事録を閲覧しております。

**(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役会メンバーは社外の有識者を中心に登用し、経営監視の機能を高めております。
- ② 監査役会では、社長および監査法人と定期的に情報・意見交換を実施しております。

**(9) 反社会的勢力排除に向けた体制**

- ① 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応いたします。
- ② 反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、直ちに警察等関連機関と連携して対応いたします。

**(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

「財務報告に係る内部統制基本方針」を定めるとともに、財務報告にかかる内部統制が有効に行われる体制の整備、維持、向上を図っております。

**7. 会社の支配に関する基本方針**

該当事項はありません。

# 連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>8,315,783</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>3,317,052</b>
現金及び預金	5,034,159	買掛金	534,024
売掛金	1,565,250	短期借入金	583,863
未収入金	986,982	未払金	1,137,003
たな卸資産	65,395	未払費用	96,084
未収還付法人税等	158,318	未払法人税等	509,715
繰延税金資産	143,204	前受金	75,317
前払費用	331,795	賞与引当金	72,058
その他	32,252	その他	308,985
貸倒引当金	△1,575		
<b>固 定 資 産</b>	<b>3,205,308</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>704,988</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>739,098</b>	長期借入金	682,439
建物	284,615	負ののれん	22,549
器具、工具及び備品	1,963,064		
車両運搬具	8,095	<b>負 債 合 計</b>	<b>4,022,041</b>
土地	2,157		
建設仮勘定	27,345	<b>純 資 産 の 部</b>	
減価償却累計額	△1,546,180	<b>株 主 資 本</b>	<b>7,032,676</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>637,520</b>	資本金	368,480
電話加入権	4,133	資本剰余金	316,900
ソフトウェア	240,697	利益剰余金	7,811,228
ソフトウェア仮勘定	56,289	自己株式	△1,463,933
のれん	334,248	その他の包括利益累計額	△24,428
その他	2,151	その他有価証券評価差額金	△18,728
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>1,828,689</b>	為替換算調整勘定	△5,700
投資有価証券	652,878	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>91,762</b>
長期前払費用	52,019	少数株主持分	399,039
敷金及び保証金	809,434		
保険積立金	19,526	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>7,499,050</b>
繰延税金資産	211,019		
その他	83,810		
<b>資 産 合 計</b>	<b>11,521,091</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>11,521,091</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	14,988,344
売上原価	8,845,303
売上総利益	6,143,041
販売費及び一般管理費	3,581,762
営業利益	2,561,278
営業外収益	21,041
受取利息及び配当金	13,347
負ののれん償却額	6,149
雑収入	1,543
営業外費用	67,373
支払利息	21,122
持分法による投資損失	35,811
為替差損	102
雑損失	10,337
経常利益	2,514,947
特別利益	102,512
関係会社株式売却益	24,910
段階取得に係る差益	76,413
新株予約権戻入益	1,188
特別損失	235,376
固定資産除売却損	3,935
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	128,329
投資有価証券売却損	181
投資有価証券評価損	34,500
事務所移転費用	68,431
税金等調整前当期純利益	2,382,082
法人税、住民税及び事業税	784,654
法人税等調整額	90,630
法人税等合計	875,284
少数株主損益調整前当期純利益	1,506,797
少数株主利益	58,182
当期純利益	1,448,615

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

（平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで）

（単位：千円）

株主資本	
資本金	
前期末残高	368,480
当期末残高	368,480
資本剰余金	
前期末残高	316,900
当期末残高	316,900
利益剰余金	
前期末残高	6,726,102
当期変動額	
自己株式の処分	△143,554
剰余金の配当	△219,936
当期純利益	1,448,615
当期変動額合計	1,085,125
当期末残高	7,811,228
自己株式	
前期末残高	△1,633,585
当期変動額	
自己株式の処分	169,652
当期変動額合計	169,652
当期末残高	△1,463,933
株主資本合計	
前期末残高	5,777,899
当期変動額	
自己株式の処分	26,098
剰余金の配当	△219,936
当期純利益	1,448,615
当期変動額合計	1,254,777
当期末残高	7,032,676

(単位：千円)

その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	21,600
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	<u>△40,328</u>
当期変動額合計	<u>△40,328</u>
当期末残高	<u>△18,728</u>
為替換算調整勘定	
前期末残高	△3,279
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	<u>△2,420</u>
当期変動額合計	<u>△2,420</u>
当期末残高	<u>△5,700</u>
その他の包括利益累計額合計	
前期末残高	18,320
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	<u>△42,748</u>
当期変動額合計	<u>△42,748</u>
当期末残高	<u>△24,428</u>
新株予約権	
前期末残高	64,570
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	<u>27,192</u>
当期変動額合計	<u>27,192</u>
当期末残高	<u>91,762</u>
少数株主持分	
前期末残高	45
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	<u>398,994</u>
当期変動額合計	<u>398,994</u>
当期末残高	<u>399,039</u>
純資産合計	
前期末残高	5,860,834
当期変動額	
自己株式の処分	26,098
剰余金の配当	△219,936
当期純利益	1,448,615
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	<u>383,437</u>
当期変動額合計	<u>1,638,215</u>
当期末残高	<u>7,499,050</u>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

該当事項はありません。

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ①連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 7社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社シンプレクス・コンサルティング  
株式会社シンプレクス・ビジネス・ソリューション  
シンプレクス・ユーエスエー・インク（米国）  
シンプレクス・コンサルティング・ホンコン・リミテッド（中国）  
バーチャレクス・コンサルティング株式会社およびその子会社1社  
トリナバム・ソフトウェア・プライベート・リミテッド（インド）

##### ②非連結子会社の状況

該当事項はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度において、株式を売却した株式会社シーエムディーリサーチを持分法適用の範囲より除外しております。

当連結会計年度において、株式を追加取得したバーチャレクス・コンサルティング株式会社を連結子会社としたため持分法適用の範囲より除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

なお、バーチャレクス・コンサルティング株式会社は決算日を従来の12月31日から3月31日へ変更いたしました。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ①重要な資産の評価基準および評価方法

###### イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

- ロ. たな卸資産の評価基準および評価方法
- ・仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。
- ②重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産 定率法（ただし建物（附属設備は除く）は定額法）を採用しております。
- なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |      |       |
|------|-------|
| 建物   | 8～39年 |
| 器具備品 | 4～15年 |
- ロ. 無形固定資産 定額法を採用しております。
- なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ③重要な繰延資産の処理方法
- 株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。
- ④重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金 一般債権については、見積繰入率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支払いに充てるため、支給見込額に基づき、負担額を賞与引当金に計上しております。
- ハ. 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、支給見込額に基づき、負担額を役員賞与引当金に計上しております。
- ⑤重要な収益および費用の計上基準
- ・システム請負開発契約に係る収益および費用の計上基準 「工事契約に関する会計基準」および「工事契約に関する会計基準の適用指針」を適用し、当該基準の要件を満たしたプロジェクト
- 工事進行基準（プロジェクトの進捗率の見積りは原価比例法）
- ⑥のれんの償却方法および償却期間 のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。
- ⑦その他連結計算書類作成のための重要な事項
- ・消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

### (1) 連結の範囲の変更に関する事項

・株式会社シンプレクス・コンサルティング

当連結会計年度において、当社が持株会社体制に移行した際に、株式会社シンプレクス・コンサルティングを設立し、連結の範囲に含めております。

・シンプレクス・コンサルティング・ホンコン・リミテッド

当連結会計年度において、シンプレクス・コンサルティング・ホンコン・リミテッドを設立し、連結の範囲に含めております。

・パーチャレクス・コンサルティング株式会社およびその子会社1社

当連結会計年度において、株式を追加取得し、パーチャレクス・コンサルティング株式会社およびその子会社1社を連結の範囲に含めております。

### (2) 資産除去債務に関する会計基準の適用

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、当連結会計年度の営業利益および経常利益は20,532千円減少し、税金等調整前当期純利益は148,861千円減少しております。

### (3) 「持分法に関する会計基準」および「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

当連結会計年度より、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分）および「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号 平成20年3月10日）を適用しております。

これによる経常利益および税金等調整前当期純利益への影響はありません。

(4) 企業結合に関する会計基準等の適用

当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）、「「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。

(5) 表示方法の変更  
(連結損益計算書)

当連結会計年度より「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づき、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成21年3月27日 平成21年法務省令第7号）を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。

(連結株主資本等変動計算書)

当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年6月30日）を適用しております。ただし、「その他の包括利益累計額」および「その他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度の金額は、「評価・換算差額等」および「評価・換算差額等合計」の金額を記載しております

### 3. 連結貸借対照表等に関する注記

当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	2,700,000千円
借入実行残高	—
差引	2,700,000千円

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度 末の株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 末の株式数 (株)
普通株式	589,955	—	—	589,955

##### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度 末の株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 末の株式数 (株)
普通株式	40,115	—	4,166	35,949

(注) 自己株式の数の減少は、新株予約権の権利行使に対し交付したことによる減少であります。

##### (3) 剰余金の配当に関する事項

###### ①配当金支払額等

平成22年6月20日開催の第13期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 219,936千円
- ・ 1株当たり配当金額 400円
- ・ 基準日 平成22年3月31日
- ・ 効力発生日 平成22年6月22日

###### ②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

平成23年6月19日開催の第14期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 265,932千円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当金額 480円
- ・ 基準日 平成23年3月31日
- ・ 効力発生日 平成23年6月21日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成14年11月12日取締役会決議分	平成15年 5月22日取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	4,400株	125株
新株予約権の残高	176個	5個
	平成15年 7月24日取締役会決議分	平成16年 7月26日取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	9,400株	18,040株
新株予約権の残高	376個	3,608個
	平成17年10月26日取締役会決議分	平成19年 6月14日取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	13,980株	13,240株
新株予約権の残高	2,796個	13,240個

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画・経営計画などに照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余剰資金は社内の運用規程に従い、流動性と安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

投資にあたっては、運用規程に従い、対象金融資産の流動性、信用性を勘案し、企業本来の目的を逸脱しない範囲に限定しております。

②金融商品の内容およびそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金並びに未収入金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクについては、取引先ごとに与信管理を徹底し、回収期日や残高を定期的に管理することで、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握やその軽減を図っております。

投資有価証券は、主に株式となるため市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、主に業務上の関係を有する株式であり、株式については定期的に発行体の財務状況や時価の把握に努めております。

営業債務である買掛金および未払金は、一年以内の支払期日であり、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、当社グループでは、月次単位での資金計画を作成する等の方法により、当該リスクを管理してお

ります。

短期借入金は、主に長期借入金の一年未満支払分になります。また、長期借入金は主に長期的な運転資金などを目的とした資金調達になります。一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲内で行うこととしています。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注2)をご参照ください。)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金および預金	5,034,159	5,034,159	—
(2) 売掛金および未収入金	2,552,232	2,552,232	—
(3) 投資有価証券	608,503	608,503	—
資産計	8,194,895	8,194,895	—
(1) 買掛金および未払金	1,671,028	1,671,028	—
(2) 短期借入金	583,863	584,259	396
(3) 未払法人税等	509,715	509,715	—
(4) 長期借入金	682,439	666,597	△15,841
負債計	3,447,046	3,431,600	△15,445

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項  
資産

(1) 現金および預金

これらは、短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金および未収入金

これらは、短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負債

(1) 買掛金および未払金

これらは、短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金

これらは、短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、一年以内返済予定の長期借入金につきましては、(4)をご参照ください。

(3) 未払法人税等

これらは、短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算出する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	44,375
敷金及び保証金	809,434

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産の(3)投資有価証券」には含まれておりません。

敷金および保証金についても、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表に含めておりません。

3. 金銭債権および満期のある有価証券の連結決算後の償還予定額並びに有利子負債の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)
現金および預金	5,034,159	—
売掛金および未収入金	2,552,232	—
投資有価証券	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—
長期借入金	573,863	682,439
合計	8,160,254	682,439

6. 1株当たり情報に関する注記

- ① 1株当たり純資産額 12,650円13銭  
 ② 1株当たり当期純利益 2,621円44銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8. 企業結合に関する注記

- ・取得による企業結合

- (1) 被取得企業の名称およびその事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式および取得した議決権比率

① 被取得企業の名称およびその事業の内容

被取得企業の名称 バーチャレクス・コンサルティング株式会社  
 事業の内容 アウトソーシング、システムインテグレーション

② 企業結合を行った主な理由

CRM分野において高度なコンサルティング力を持つバーチャレクス・コンサルティング株式会社とより緊密な連携を図ることによって、両社ともに得意分野に専念し、より付加価値の高いサービス提供とより強固な事業基盤の構築を行うためであります。

③ 企業結合日

平成22年8月13日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率	47.8%
企業結合日に追加取得した議決権比率	3.6%
企業結合後の議決権比率	51.4%

(2) 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成22年7月1日をみなし取得日としているため、平成22年7月1日から平成23年3月31日までの被取得企業の業績を当連結財務諸表に含めております。なお、平成22年4月1日から平成22年6月30日までの被取得企業の業績につきましては、持分法に基づく会計処理を適用しております。

(3) 被取得企業の取得原価およびその内訳

取得の対価	企業結合直前に保有していたパーチャレクス・コンサルティング株式会社	682,396千円
	企業結合日における時価	
	企業結合日に取得したパーチャレクス・コンサルティング株式会社の普通株式の時価	51,376千円
取得原価		733,772千円

(4) 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額  
76,413千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間

① 発生したのれんの金額

373,324千円

② 発生原因

被取得企業に係る当社の持分額と取得原価との差額により、発生したものであります。

③ 償却方法および償却期間

5年間にわたる均等償却

(6) 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

売上高 645,887千円

経常利益および当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、影響の概算額については監査証明を受けておりません。

・ 共通支配下の取引等

(1) 対象となった事業の名称およびその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称および取引の目的

① 対象となった事業の名称およびその事業の内容

事業の名称 システムインテグレーション事業（システムインテグレーション、システム保守）、UMS事業（UMS（導入）、UMS（サービス））、その他の事業

事業の内容 主として金融機関の収益業務に関わるシステムのコンサルティング、システム開発、保守・運用を行っております。

② 企業結合日

平成22年10月1日

③ 企業結合の法的形式

当社のシステムインテグレーション事業（システムインテグレーション、システム保守）、UMS事業（UMS（導入）、UMS（サービス））、その他の事業に係る資産、負債その他の権利義務を会社分割（新設分割）により新設した株式会社シンプレクス・コンサルティングに承継しました。

また、同日をもって当社は「株式会社シンプレクス・ホールディングス」へ商号変更いたしました。

④ 結合後企業の名称

株式会社シンプレクス・コンサルティング（当社の連結子会社）

⑤ その他取引の概要に関する事項

当社は、責任体制の明確化を図ると共に、機動的かつ柔軟な経営判断を可能にするグループ運営体制を構築することが望ましいと判断し、持株会社体制に移行する方針を決定いたしました。

当社は、持株会社体制への移行後、「株式会社シンプレクス・ホールディングス」に商号変更し、引き続き上場会社であり続けると共に、グループ全体の統一的かつ柔軟な戦略策定、経営資源の最適配分、子会社における業務執行状況のチェックなどの機能を担い、戦略的かつ明確な経営組織を運営することにより、グループとしての企業価値の最大化を目指してまいります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

# 貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>855,791</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>87,862</b>
現金及び預金	528,842	未払金	53,777
未収還付法人税等	158,318	未払費用	3,673
前払費用	81,089	その他	30,412
繰延税金資産	35,000		
その他	52,541	<b>負 債 合 計</b>	<b>87,862</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>5,740,738</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>164,582</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>6,435,633</b>
建物	225,194	資 本 金	368,480
車両運搬具	8,095	資 本 剰 余 金	316,900
土地	2,157	資 本 準 備 金	316,900
減価償却累計額	△70,864	利 益 剰 余 金	7,214,184
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>16,259</b>	その他利益剰余金	7,214,184
特許権	2,134	繰越利益剰余金	7,214,184
ソフトウェア	14,125	<b>自 己 株 式</b>	<b>△1,463,933</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,559,896</b>	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△18,728
投資有価証券	651,457	その他有価証券評価差額金	△18,728
関係会社株式	4,001,344	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>91,762</b>
敷金及び保証金	615,100		
保険積立金	2,330	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>6,508,667</b>
繰延税金資産	205,854		
施設利用会員権	83,810	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>6,596,530</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>6,596,530</b>		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額
売 上 高	6,942,780
売 上 原 価	3,221,856
売 上 総 利 益	3,720,924
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,322,278
営 業 利 益	1,398,645
営 業 外 収 益	15,544
受 取 利 息 及 び 配 当 金	13,012
為 替 差 益	1,242
雑 収 入	1,289
営 業 外 費 用	17,233
支 払 利 息	9,178
会 社 分 割 関 連 費 用	8,000
雑 損 失	55
経 常 利 益	1,396,956
特 別 利 益	1,189
新 株 予 約 権 戻 入 額	1,188
そ の 他	0
特 別 損 失	167,528
固 定 資 産 除 売 却 損	2,810
資 産 除 去 債 務 会 計 基 準 の 適 用 に 伴 う 影 響 額	128,329
投 資 有 価 証 券 売 却 損	181
投 資 有 価 証 券 評 価 損	36,207
税 引 前 当 期 純 利 益	1,230,617
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	237,534
法 人 税 等 調 整 額	204,000
法 人 税 等 合 計	441,534
当 期 純 利 益	789,083

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

（平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで）

（単位：千円）

株主資本	
資本金	
前期末残高	368,480
当期末残高	368,480
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	316,900
当期末残高	316,900
資本剰余金合計	
前期末残高	316,900
当期末残高	316,900
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	6,788,591
当期変動額	
自己株式の処分	△143,554
剰余金の配当	△219,936
当期純利益	789,083
当期変動額合計	425,593
当期末残高	7,214,184
利益剰余金合計	
前期末残高	6,788,591
当期変動額	
自己株式の処分	△143,554
剰余金の配当	△219,936
当期純利益	789,083
当期変動額合計	425,593
当期末残高	7,214,184
自己株式	
前期末残高	△1,633,585
当期変動額	
自己株式の処分	169,652
当期変動額合計	169,652
当期末残高	△1,463,933
株主資本合計	
前期末残高	5,840,387
当期変動額	
自己株式の処分	26,098
剰余金の配当	△219,936
当期純利益	789,083
当期変動額合計	595,245
当期末残高	6,435,633

(単位：千円)

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	21,600
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	<u>△40,328</u>
当期変動額合計	<u>△40,328</u>
当期末残高	<u>△18,728</u>
評価・換算差額等合計	
前期末残高	21,600
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	<u>△40,328</u>
当期変動額合計	<u>△40,328</u>
当期末残高	<u>△18,728</u>
新株予約権	
前期末残高	64,570
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	<u>27,192</u>
当期変動額合計	<u>27,192</u>
当期末残高	<u>91,762</u>
純資産合計	
前期末残高	5,926,557
当期変動額	
自己株式の処分	26,098
剰余金の配当	△219,936
当期純利益	789,083
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	<u>△13,135</u>
当期変動額合計	<u>582,109</u>
当期末残高	<u>6,508,667</u>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

該当事項はありません。

#### 1. 重要な会計方針に係る事項

##### (1) 資産の評価基準および評価方法

###### ① 有価証券の評価基準および評価方法

イ. 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

・ 時価のあるもの

決算日の市場価値等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・ 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

###### ② たな卸資産の評価基準および評価方法

・ 仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

##### (2) 固定資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産

定率法（ただし建物（附属設備は除く）は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～39年

器具備品 4～15年

###### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### (3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

##### (4) 引当金の計上基準

###### ① 貸倒引当金

一般債権については、見積繰入率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

###### ② 賞与引当金

当社は従業員に対して支給する賞与の支払いに充てるため、期中につきましては支給見込み額に基づき負担額を賞与引当金に、期末につきましては、未払金に計上しております。

### ③役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、期中につきましては当事業年度における支給見込額に基づき負担額を役員賞与引当金に、期末につきましては未払金に計上しております。

### (5) 重要な収益および費用の計上基準

- ・システム請負開発契約に係る収益および費用の計上基準

「工事契約に関する会計基準」および「工事契約に関する会計基準の適用指針」を適用し、当該基準の要件を満たしたプロジェクト

工事進行基準（プロジェクトの進捗率の見積りは原価比例法）を採用しております。

### (6) その他計算書類作成のための基本となる事項

- ・消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 重要な会計方針の変更に係る注記

### (1) 資産除去債務に関する会計基準の適用

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、当事業年度の営業利益および経常利益は20,532千円減少し、税引前当期純利益は148,861千円減少しております。

### (2) 企業結合に関する会計基準等の適用

当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）、「「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。

(3) 表示方法の変更

前事業年度まで投資その他の資産の「その他投資」として表示しておりました「施設利用会員権」は、当事業年度において、資産の総額の100分の1を超えたため区分掲記しました。

なお、前事業年度末の「施設利用会員権」は83,810千円であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	48,280千円
短期金銭債務	17千円

(2) 当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	1,000,000千円
借入実行残高	—
差引	1,000,000千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	867,469千円
仕入高	222,348千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	40,115	—	4,166	35,949

(注) 自己株式の数の減少は、新株予約権の権利行使に対し交付したことによる減少であります。

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）		(千円)
株式報酬費用		37,825
その他		21,590
計		59,416
繰延税金負債（流動）		
未収事業税		△24,416
計		△24,416
繰延税金資産（流動）の純額		35,000
繰延税金資産（固定）		
投資有価証券評価損		165,643
その他有価証券評価差額金		12,854
その他		27,356
繰延税金資産（固定）の純額		205,854

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 シンプレ クス・コ ンサルテ ィング	東京都 中央区	100,000	システム 開発業務 情報サー ビス業	直接 100%	経営指導等	ライセン スおよび 事務所使 用料	849,316	—	—

(注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針

一般の取引条件と同等に決定しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	11,582円73銭
(2) 1株当たり当期純利益	1,427円94銭

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成23年5月18日

株式会社シンプレクス・ホールディングス

取締役会 御中

### 太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小坂 義人	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大村 茂	印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シンプレクス・ホールディングスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シンプレクス・ホールディングス及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

連結注記表「2.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更(2)」に記載されているとおり、会社は当連結会計年度から「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成23年5月18日

株式会社シンプレクス・ホールディングス

取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小坂 義人	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大村 茂	印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シンプレクス・ホールディングスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

個別注記表「2.重要な会計方針の変更に係る注記(1)」に記載されているとおり、会社は当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議の議事録及び重要な文書等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお財務報告に係る内部統制については、取締役等及び太陽A S G有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は、相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽ＡＳＧ有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽ＡＳＧ有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月25日

株式会社シンプレクス・ホールディングス 監査役会

常勤監査役	(社外監査役)	宮 地 巖	Ⓔ
常勤監査役	(社外監査役)	中 条 稔 夫	Ⓔ
監 査 役	(社外監査役)	倉 澤 和 夫	Ⓔ

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金配当の件

当期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金480円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は265,922,880円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成23年6月21日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 当社および子会社の取締役および従業員に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社および子会社の取締役および従業員に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行すること、および募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

また、当社取締役に対する本新株予約権の発行は、取締役の報酬等に該当いたします。取締役の報酬限度額は平成22年6月20日開催の第13期定時株主総会においてご承認いただきましたとおり、年額600百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）となっており、また、取締役の業績連動賞与について平成19年6月17日開催の第10期定時株主総会においてご承認いただいておりますが、それとは別枠にて、取締役に対する報酬等として本新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

#### I. 当社および子会社の取締役および従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

本新株予約権は、当社および子会社の取締役および従業員に対するインセンティブプランの位置づけです。本新株予約権を付与された当社および子会社の取締役および従業員は、当社株式の価格が上昇することにより経済的利益を得ることができます。そのため、本新株予約権の付与により、当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主のベクトルと取締役および従業員のベクトルを一致させることが可能となります。このよう

な背景の下、株主の利益を重視した経営を一層推進することを目的として、ストックオプションとして、当社および子会社の取締役および従業員に対し、無償で新株予約権を発行するものであります。

## II. 新株予約権発行の要領

### 1. 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式24,000株を上限とする。このうち、当社取締役4名に対しては、当社普通株式8,000株を上限とする。

ただし、下記2.により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

### 2. 発行する新株予約権の総数

24,000個を上限とする（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株）。このうち、当社取締役4名に対しては、8,000個を上限とする。

(1) 本株主総会における決議の日（以下、「決議日」という。）以降、株式の分割または併合が行われる場合、未行使の本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

(2) 決議日以降、合併等により当社が存続しなくなった場合、新株式の株主割当を行う場合、時価を下回る価格での新株発行を行う場合、その他付与株数を調整すべき事由が生じた場合には、株数を適切に調整するものとする。

(3) 決議日以降、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、または株式交換もしくは株式移転を行う場合、株式の数について当社は必要と認める調整を行うものとする。

### 3. 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

### 4. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。行使価額は、取締役会の定めるところにより新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の株式会社東京証券取引所が公表する当社普通株式の終値（以下、「終値」という。）の平均値の金額（終値のな

い日を除く。1円未満の端数は切り上げる。)、または割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。

- (1) 割当日以降、株式の分割または併合が行われる場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) また上記のほか、割当日以降、新株式の株主割当、時価を下回る価格での新株発行、その他行使価額を調整すべき事由が生じた場合には、かかる事由の株価に対する影響を勘案して行使価額を適切に調整するものとする。

- (3) さらに、割当日以降、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、または株式交換もしくは株式移転を行う場合、行使価額について当社は必要と認める調整を行う。

- (4) また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

- (5) ただし、新株予約権の行使による場合は行使価額の調整は行わない。

## 5. 新株予約権の権利行使期間

割当日から3年を経過した日の翌日～平成33年6月18日

## 6. 新株予約権の行使の条件

- (1) 各新株予約権の一部行使はできないこととする。  
(2) 権利行使期間別の行使可能数を以下のとおりとする。

権利者は、付与された新株予約権を、次の各号に掲げる期間の区分に従い、既に行使した新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、権利者が行使することができる新株予約権の数が1の整数倍でないときには、1の整数倍に切り上げた数とする。

- ① 起算日から1年を経過した日までは、権利を付与された数の10分の2に達するまで権利を行使することができる。  
② 起算日から2年を経過した日までは、権利を付与された数の10分の4に達するまで権利を行使することができる。  
③ 起算日から3年を経過した日までは、権利を付与された数の10分の6に達するまで権利を行使することができる。

④ 起算日から4年を経過した日までは、権利を付与された数の10分の8に達するまで権利を行使することができる。

⑤ 起算日から4年を経過した日の翌日から、平成33年6月18日までは、権利を付与された数のすべてについて権利を行使することができる。

(注1) 「起算日」とは、割当日から3年を経過した日の翌日とする。

(注2) 割当日以降、未行使の新株予約権の目的たる株式の数の調整が行われた場合は、調整後の株式数により行使可能株式数を算出する。

(3) 新株予約権の全部または一部につき、取締役会の承認を得た場合を除いて、第三者に対して譲渡、担保権の設定、遺贈その他の処分をすることができない。

(4) 権利者が会社または関係会社を退職し、取締役、監査役および従業員でなくなった場合、取締役会が行使を認めるときを除いて、その新株予約権を行使することができない。ただし、いずれの場合も当社取締役会において決定する条件によるものとする。

(5) その他の権利行使の条件は、当社第14期定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによるものとする。

#### 7. 新株予約権の取得、消却事由および条件

(1) 権利者が権利行使前に6.(4)により、新株予約権を行使することができなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得し、消却することができるものとする。

(2) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割計画もしくは分割契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、または株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議）がなされた場合、当社は新株予約権を無償で取得し、消却することができるものとする。

(3) その他当社と新株予約権の対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定められた条件に該当した場合、当社は新株予約権を無償で取得し、消却することができるものとする。

#### 8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 割当日など

新株予約権の割当日、その他細目事項は、取締役会決議により決定するものとする。

### III. 新株予約権割当の対象者

当社および子会社の取締役および従業員

### IV. 取締役の報酬等としての説明

本新株予約権は、全体の上限を24,000個としますが、そのうち、当社取締役に対する割当てにつきましては、取締役の報酬等として8,000個を上限として割り当てるものいたします。

取締役の報酬等の算定方法につきましては、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、新株予約権の割当日において在任する当社の業務執行取締役(4名以内)に割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額といたします。新株予約権1個当たりの公正価額は、新株予約権の割当日の株価および行使価額等を用いてブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正な評価に基づくものいたします。

(参考情報)

上記公正価額は、新株予約権の割当日に決せられます。なお、平成23年2月3日に付与した第8回新株予約権の公正価額は、1個当たり8,067円であり、これを前提とした場合、上記取締役の報酬等は、合計で64百万円となります。

以上

### (ご参考 本新株予約権の概要について)

本議案は、下記の内容についてご承認をお願いするものです。

- ① いわゆるストックオプションと呼ばれる取締役および従業員のインセンティブプランについての議案です。
- ② 24,000株を上限（うち当社取締役4名に対しては8,000株を上限）として、新株予約権を付与することをご承認頂く議案です。
- ③ 本株主総会において、24,000株を上限とするストックオプション付与枠をご承認頂き、その後1年以内に当社取締役会の決議に基づき、実際の付与が行われます。（実際の付与時にはプレスリリース等でお知らせいたします。）
- ④ スtockオプションの付与を受けた取締役および従業員は、無償で権利を得ます。（Ⅱ.新株予約権発行の要領「3.新株予約権と引換えに払込む金銭」）
- ⑤ 行使価額は、割当日の終値または前月の終値の平均値のうち高いほうの価額になります。（Ⅱ.新株予約権発行の要領「4.各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額」）
- ⑥ スtockオプションは、割当日から3年間行使することができません。また、行使については割当日から3年経過した後5年間にわたり、毎年5分の1ずつ行使できるルールになっています。（Ⅱ.新株予約権発行の要領「6.新株予約権の行使の条件」）
- ⑦ スtockオプションの付与を受けた取締役および従業員は、行使時に行使価額より株価が上昇した場合、ストックオプションを行使して経済的利益を得ることができます。一方、株価が行使価額より下落した場合、経済的利益を得ることができません。

本新株予約権は、以上のような概要であることから、株主と役員および従業員の企業価値向上に対する利害が一致することとなり、株主の利益を重視した経営を一層推進することが可能となると考えております。

取締役および従業員が長期にわたり当社に利益をもたらし、企業価値を向上させるよう全社一丸となって事業を推進してまいります。

## 【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

### 記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用することが可能です。  
【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがつて議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成23年6月18日（土曜日）24時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによつて複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

### 【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ①インターネットにアクセスできること。
- ②パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 6.0以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ③携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。  
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）  
（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。）

### 【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】 0120-186-417 （9時～21時）

<議決権行使に関する事項以外のご照会> 0120-176-417 （平日9時～17時）

以 上



